### 一般社団法人日本膵臓学会定款

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人日本膵臓学会と称する.
  - 2 この法人は, 英文名称を Japan Pancreas Society と表記する.

#### (事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く.
  - 2 この法人は理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる.

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、膵臓学に関する研究の進歩及び普及をはかることを目的とする.

### (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う.
  - (1) 学術集会, 研究発表会などの開催
  - (2) 機関誌の発行
  - (3) 国内外の関連学術団体との連絡及び協力
  - (4) 認定指導医制度に関する事業
  - (5) その他,この法人の目的を達成するために必要と認めた事業

## 第3章 会員

#### (法人の構成員)

- 第5条 この法人に、次の会員を置く.
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同する医師及び研究者
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を後援する個人又は団体
  - (3) 図書会員 この法人が発行する機関誌の購読のみを希望する者

#### (入会)

第6条 この法人の会員となることを希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会 で承認を受けなければならない。

#### (会費)

- 第7条 会員は、細則に別途定める会費を納入しなければならない.
  - 2 会費は前納とし、既納の会費はいかなる理由があっても、これを返還しない.

# (退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより任意にいつでも退会することができる.

#### (除名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる.
  - (1) この法人の会員としての義務に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

#### (会員の資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する.
  - (1) 退会したとき
  - (2) 総評議員の3分の2以上が同意したとき
  - (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
  - (4) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
  - (5) 解散したとき
  - (6) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

#### 第4章 社員

#### (評議員)

- 第11条 この法人は評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という.)上の社員とする.
  - 2 評議員は、正会員の中から選出される.
  - 3 本定款に定めるもののほか評議員の資格、定数及び選出は、細則による.

#### (評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、4年とし、2年ごとに半数を改選する. ただし、再任を妨げない. 任期は、選任の4年後に実施される評議員選挙終了のときまでとする. ただし、理事長の評議員としての任期においては、この限りではない.
  - 2 評議員の定年は、満 65 歳の誕生日を迎えた次の定時評議員会の終結の時までとする.

## 第5章 社員総会

#### (構成)

第 13 条 この法人は評議員会をもって一般法人法上の社員総会とし、評議員会は評議員を もって構成する.

## (権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する.
  - (1) 会員の除名
  - (2) 評議員の解任
  - (3) 理事及び監事の選任又は解任
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## (開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度に1回開催する.

#### (招集)

- 第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する.
  - 2 評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員が目的を示して請求をしたときは、理事長は、その日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない.

#### (議長)

第17条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する.

#### (議決権)

第18条 評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする.

# (決議)

- 第19条 評議員会は、評議員数の過半数の者が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ、理事長もしくは他の評議員に委任する意思を表示した者は、これを出席者とみなす。
  - 2 評議員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは、理事長の決するところによる.
  - 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う.
    - (1) 会員の除名
    - (2) 評議員の解任
    - (3) 理事及び監事の解任
    - (4) 定款の変更
    - (5) 解散
    - (6) その他法令で定められた事項

### (議事録)

第 20 条 評議員会の議事録は,議長が作成し,議長及び出席者代表 2 名が署名捺印の上, これを保存する.

#### 第6章 役員

#### (役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く.
  - (1) 理事 8 名以上 12 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
  - 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする.

# (役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員の中から評議員会の決議により選任される.
  - 2 理事長は、理事より理事会の決議により選出され、評議員会において承認される.

#### (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する.
  - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を統轄する. 理事長に事故がある場合には、理事会の決議によって理事の中から理事長代行を選定し、その職務を代行する.

## (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、この法人の会計及び会務執行の状況を監査する.

#### (役員の任期)

- 第25条 理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない.任期は、最大3期(通算6 年)とする.
  - 2 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない. 任期は、最大 4 期(通算 8 年)とする. ただし、理事長の理事としての任期においては、この限りではない.
  - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする.再任については、これを認めない.
  - 4 補欠選挙により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする.
  - 5 理事及び監事の定年は,満65歳の誕生日を迎えた次の定時評議員会の終結の時までとする. ただし,理事長の定年は,満67歳の誕生日を迎えた次の定時評議員会の終結の時までとする.
  - 6 理事及び監事は,第21条に定める員数に足りなくなるときは、その任期満了又は 辞任後でも,後任者が就任するまでは,その職務を行わなければならない.

# (役員の解任)

第26条 理事及び監事にこの法人の理事及び監事としてふさわしくない行為があったとき、 又は特別の事情があるときは、その任期中であっても評議員会の議決を経て、これ を解任できる.

#### (役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする.

# 第7章 幹事

## (幹事)

- 第28条 この法人の事務処理を円滑に行うために、幹事1名をおくことができる.
  - 2 幹事は、理事長の指名する会員(任期2年)とする.
  - 3 幹事は、理事会の議を経て理事長が任免する.

## 第8章 名誉理事長,名誉会員,特別会員

(名誉理事長,名誉会員,特別会員の資格と権利)

- 第29条 理事長は、この法人に対して特に功労のあった会員に評議員会の決議を経て名誉 理事長、名誉会員又は特別会員の称号を贈ることができる.いずれも会費の納入を 要しない.
  - 2 名誉理事長,名誉会員ならびに特別会員は,評議員会に出席して意見を述べることができる.

# 第9章 理事会

# (構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く.
  - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する.

#### (権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長の選定及び解職

# (招集)

第32条 理事会は、毎年1回以上、理事長がこれを招集する. ただし、理事数の3分の1以上の者が会議の目的を示して請求をしたときは、理事長は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない.

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該年度の理事である学術 集会会長が理事会を招集する. 学術集会会長が理事でない場合は理事である次期 会長が、次期会長が理事でない場合は理事である次々期会長が理事会を招集する. 次期会長、次々期会長がともに理事でない場合は、最年長の理事が理事会を招集する. る.

## (議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする.

#### (決議)

- 第34条 理事会は理事数の過半数が出席しなければ議事を開き,議決することができない.
  - 2 理事会の議事は、理事長以外の出席理事の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは、理事長の決するところによる.
  - 3 前項の規定にかかわらず,一般法人法第96条の要件を満たしたときは,理事会の 決議があったものとみなす.

#### (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長と 出席した理事監事が署名捺印の上、これを保存する.

# 第10章 定時会員総会

### (定時会員総会)

第36条 理事長は、毎年1回定時会員総会を招集し、会員に対して理事会ならびに評議員 会の決定事項を報告する.ただし、新理事長が選出された直後の定時会員総会にお いては、定時会員総会を招集した前理事長が報告を行う.

#### (議長)

第37条 定時会員総会の議長は、当該年度の定時評議員会の議長とする.

# 第11章 資産及び会計

# (事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる.

## (事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする.

#### (事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、 定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類 については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、評議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする.

# 第12章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第41条 本定款は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権 の3分の2以上の同意を得て議決されなければ変更することができない.

#### (解散)

第42条 この法人は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の同意を得て議決されなければ解散することができない.

## (残余財産の処理)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人 又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする.

#### (剰余金の分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない.

## 第13章 公告の方法

#### (公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う.
  - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う.

# 第14章 補則

## (最初の事業年度)

第46条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から令和2年3月31日までとする.

## (設立時社員(評議員))

- 第47条 この法人の設立時社員(評議員)は、任意団体日本膵臓学会の理事長、理事及び 監事が兼ねるものとする.
  - 2 設立時社員(評議員)の住所、氏名は、以下のとおりである.

設立時社員(評議員) 氏名:岡崎和一 住所: x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:糸井隆夫 住所:xxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:伊藤鉄英 住所:xxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:海野倫明 住所:xxxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:北野雅之 住所:xxxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:清水京子 住所:xxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:竹山宜典 住所:xxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:中村雅史 住所: x x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:山上裕機 住所: x x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:佐田尚宏 住所: x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:正宗 淳 住所:xxxxxxxxxxxx

#### (評議員選出の特例)

第48条 令和2年4月1日以降のこの法人の評議員には、設立時評議員以外に令和2年3月31日に任意団体日本膵臓学会の評議員であったものが追加選任されるものとする。令和2年3月31日以前の任意団体日本膵臓学会における評議員歴は、この法人における評議員歴とみなす。

#### (設立時役員)

- 第49条 この法人の設立時理事及び監事は、任意団体日本膵臓学会の理事長、理事及び監事が兼ねるものとする.
  - 2 設立時役員の住所、氏名は、以下のとおりである.

設立時社員(評議員) 氏名:岡崎和一 住所:xxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:糸井隆夫 住所:xxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:伊藤鉄英 住所: x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:海野倫明 住所: x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:北野雅之 住所: x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:清水京子 住所: x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:竹山宜典 住所: x x x x x x x x x x x 設立時社員(評議員) 氏名:中村雅史 住所:xxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:山上裕機 住所:xxxxxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:佐田尚宏 住所:xxxxxxxxx 設立時社員(評議員) 氏名:正宗 淳 住所: x x x x x x x x x x x

3 設立時理事の任期は、この法人設立以前の任意団体日本膵臓学会における理事の 任期を引継ぐものとし、令和3年に実施される定時評議員会の終結の時までとす る.設立時監事の任期は、この法人設立以前の任意団体日本膵臓学会における監 事の任期を引継ぐものとし、令和3年に実施される定時評議員会の終結の時まで とする.

#### (設立時代表理事)

第50条 この法人の設立時代表理事は以下のものとする.

氏名:岡崎和一 住所: x x x x x x x x x x x

2 設立時代表理事の任期は、この法人設立以前の任意団体日本膵臓学会における理事長の任期を引継ぐものとする.

## (役員歴の継承)

第51条 この法人設立以前の任意団体日本膵臓学会における役員歴は、この法人における 役員歴とみなす。

## (入会の特例)

第52条 令和2年3月31日に任意団体日本膵臓学会の正会員, 賛助会員, 図書会員であった者は, 第6条の規定にかかわらず, 任意団体日本膵臓学会におけるそれらの者の会員種別に従い, 令和2年4月1日に入会手続きを経なくてもこの法人の同一種別の会員となるものとする. なお, 令和2年3月31日以前の任意団体日本膵臓学会における会員歴は, この法人における会員歴とみなす.

## (権利,義務,財産,事業の継承)

第53条 この法人は、令和2年4月1日をもって、任意団体日本膵臓学会に属する権利、 義務及び財産ならびに任意団体日本膵臓学会の事業を引き継ぐものとする.

# (定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定める ところによる.

## (細則)

第55条 この定款の施行についての詳細は、理事会の議決を経て別に定める.

#### 附則

この定款は、2021 年 7 月 16 日から施行する。